

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、昭和自動車株式会社から令和6年9月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。
意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第80号

事案番号：福6廃20（昭和自動車株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年2月14日（金）14時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

【福岡市】

住宅都市局都市計画部交通計画課長 大石 哲也

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（昭和自動車株式会社）との協議内容

令和6年5月9日付けで昭和自動車株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線の廃止の申出書が提出された。

令和6年5月31日に福岡県、福岡運輸支局、福岡市、昭和自動車株式会社出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、福岡市の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、福岡市において合意形成に向けて調整中である。

(2) 自治体や住民等の意見

福岡市が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通

福岡市が回答する。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否

福岡市の意向を尊重する。

【福岡市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（昭和自動車株式会社）との協議内容

- ・令和6年5月9日、事業者より福岡県バス対策協議会へ廃止申し出。
- ・令和6年5月31日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催。事業者より廃止内容及び廃止する路線の状況等について説明。
- ・令和6年11月6・10日、事業者、福岡市、地域の三者で協議。
- ・令和7年2月13日、福岡市地域公共交通会議開催。会議として、廃止はやむを得ないと福岡県バス対策協議会へ報告することを決定。
- ・今後、福岡県において、福岡県バス対策協議会としての結論を決定・公表予定。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・廃止路線が位置する内浜・姪北校区自治協議会へ説明・周知し、運転士不足の状況や株式会社姪浜タクシーが運行する「今宿姪浜線乗合バス」による迂回運行が検討されている等の状況を鑑みると、当該路線の廃止はやむを得ないという意見。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・今宿姪浜線乗合バスの迂回運行を実施するよう調整を図っている。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

- ・利用者への周知を十分に行う必要があるため、廃止日の繰り上げは認められない。